

柏市産業廃棄物に係る不利益処分の基準

制定 平成31年3月20日

施行 平成31年3月20日

(目的)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する産業廃棄物に係る不利益処分の実施に当たって、不利益処分（以下単に「処分」という。）をするかどうか又はどのような処分にするかについての判断基準をあらかじめ明確にすることで、判断過程の透明性の確保を図り、処分が適正に行われることを目的としてこの基準を定める。

(この基準の適用)

第2条 処分について、この基準を適用することによって不合理な処分内容が生じる場合には、この基準を適用したものと異なる処分内容とすることができる。

(対象)

第3条 この基準では、次の規定による処分について定める。

- (1) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）
- (2) 法第14条の3の2第1項第5号（同号に規定する情状が特に重いときに係る部分に限る。）（法第14条の6において準用する場合を含む。）
- (3) 法第14条の3の2第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）
- (4) 法第15条の2の7
- (5) 法第15条の3第1項第2号（同号に規定する情状が特に重いときに係る部分に限る。）
- (6) 法第15条の3第2項（同項に規定する法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するときに係る部分に限る。）

(許可の取消し)

第4条 産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可の取消しを行わなければならないのは、別表第1の処分の要件欄に掲げる違反行為(法若しくは法に基づく処分に違反する行為をいう。以下同じ。)のいずれかを行ったとき、又は他人に対してその違反行為のいずれかをすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたときとする。

(事業の停止命令又は施設の使用停止命令)

第5条 産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止又は産業廃棄物処理施設の使用停止を命じることができるのは、産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者が別表第2の処分の要件欄に掲げる違反行為のいずれかを行ったとき、又は他人に対してその違反行為のいずれかをすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたときとする。

2 第3条第1号又は第4号に掲げる規定による事業停止又は施設使用停止の命令を行う場合は、原則として、事業又は処理施設の使用の全部を停止させるものとする。

(加重・軽減等)

第6条 第3条第1号又は第4号に掲げる規定による事業停止又は施設使用停止の命令について、次の各号のいずれかに該当する場合には、別表第2の処分内容の欄に掲げる停止日数に加重することができる。

(1) 違反行為等(違反行為又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助ける行為をいう。以下同じ。)が結果として生活環境保全上の支障を生じさせ、又は生じるおそれのある状況を招いたとき。

(2) 違反行為等を繰り返す又は継続する、過去にも処分を受けた等、これまでの経過に悪質性が認められるとき。

(3) その他加重するに足りる相当の理由があるとき。

2 第3条第1号又は第4号に掲げる規定による事業停止又は施設

使用停止の命令について，次の各号のいずれかに該当する場合には，別表第2の処分内容の欄に掲げる停止日数を軽減することができる。

(1) 違反行為等の後，適切な是正措置を講じ生活環境の保全に努める等，情状酌量の余地があるとき。

(2) その他軽減するに足りる相当の理由があるとき。

3 複数の違反行為等がある場合は，原則として最も重い違反行為等についての処分内容を適用する。ただし，複数の違反行為等についての処分内容が産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用の停止に限るものであって，第1項各号のいずれかに該当する場合には，それぞれの違反行為等の加重前の停止日数の合計と，最も重い違反行為等についての加重後の停止日数を比較し，多い方の日数を基本とし，個別状況を加味して適用する。

(公表)

第7条 処分（産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し及び事業の停止に限る。）を行ったときは，処分の相手方の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名），処分年月日，処分内容及び処分理由等を柏市オフィシャルウェブサイト等で公表する。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この基準は，平成31年3月20日から施行する。

別表第1（第4条）

処分の要件（①の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
① 法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号（「情状が特に重いとき」に相当）	産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業

<p>無許可営業（法第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第11号） 無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 不法投棄（同項第14号） 不法焼却（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第2項） 委託基準違反，再委託禁止違反（法第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反，改善命令違反（同条第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 無許可輸入（同条第4号） 輸入許可条件違反（同条第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） 無確認輸出予備（法第27条）</p>	<p>廃棄物処理業 又は産業廃棄物処理施設設置の許可取消し</p>
<p>② 法第14条の3の2第2項，法第15条の3第2項（法第15条の2の7第1号，第2号及び第4号に該当する場合に限る。）</p>	<p>産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業</p>

<p>事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に不適合（法第14条の3第2号），処理施設の構造・維持管理が，基準・計画に不適合（法第15条の2の7第1号），処理施設設置者の能力が基準に不適合（法第15条の2の7第2号），許可に付した条件に違反（法第14条の3第3号，法第15条の2の7第4号）のいずれかに該当し，改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項，法第15条の3第2項（法第15条の2の7第1号，第2号及び第4号に該当する場合に限る。））</p>	<p>廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可取消し</p>
---	----------------------------------

別表第2（第5条，第6条）

処分の要件（①の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
① 法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号	
<p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号） 虚偽管理票交付（法第27条の2第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号）</p>	<p>産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用の停止90日</p>
<p>施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）</p>	<p>産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用の停止60日</p>

<p>事業場外保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。））</p> <p>管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第1号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号）</p> <p>管理票回付義務違反（同条第3号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号）</p> <p>管理票・同写し保存義務違反（同条第5号）</p> <p>引受禁止違反（同条第7号）</p> <p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号）</p> <p>電子管理票虚偽登録（同条第9号）</p> <p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号）</p> <p>処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号）</p> <p>処理困難通知写し保存義務違反（同条第5号）</p> <p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号）</p> <p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号）</p> <p>業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反，虚偽届出（同条第2号）</p> <p>定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号）</p> <p>維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号）</p> <p>処理責任者等設置義務違反（同条第5号）</p> <p>報告拒否，虚偽報告（同条第7号）</p> <p>立入検査・収去拒否・妨害・忌避（同条第8号）</p>	<p>産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用の停止30日</p>
---	--

技術管理者設置義務違反（同条第9号）	
事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）	産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用に係る応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の使用の停止10日
<p>② 法第14条の3第2号，法第15条の2の7第1号及び第2号</p> <p>事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に不適合（法第14条の3第2号）</p> <p>処理施設の構造・維持管理が基準・計画に不適合（法第15条の2の7第1号）</p> <p>産業廃棄物処理施設設置者の能力が基準に不適合（法第15条の2の7第2号）</p>	産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の事業又は産業廃棄物処理施設の改善に必要な期間の停止
③ 法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号	産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業

許可に付した条件に違反（法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号）	廃棄物処理業 の事業又は産業 廃棄物処理 施設の使用の 停止30日
---------------------------------------	---